

「Japan Innovation Campus」 コワーキングメンバー募集要項

令和 7 年 1 月 1 6 日
経 済 産 業 省
イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課

(1) 「Japan Innovation Campus」について

スタートアップは、イノベーションの担い手として、社会課題解決と経済発展を両立しうる重要な存在であることから、政府は、2022年に策定した「スタートアップ育成五か年計画」に基づき、スタートアップへの支援に取り組んでいます。

スタートアップの成長に不可欠な最初から海外を見据えた起業や海外展開のためには、海外の投資家や起業家などのネットワークが必要であることから、経済産業省は、2023年11月、米国・シリコンバレーの中心部に、スタートアップ支援拠点「Japan Innovation Campus」を設立しました。

本施設では、2024年12月現在、98社のスタートアップ等にワーキングスペースを提供しているほか、現地のアクセラレーターと連携したメンタリングやマッチングなどの重点支援を行っています。また、スタンフォード大学や数々のVCが所在するシリコンバレーの中心部に位置していることから、現地のVCなどを招待したピッチやネットワーキングイベントなどを定期的に行っています。

(2) 募集概要

本日より、本施設の coworking スペースを利用するスタートアップの募集を行います。詳細は以下を御確認ください。

選定予定企業数： 50社程度

利用可能期間： 令和7年4月1日～令和8年3月31日（米国太平洋時間）
※ただし、選定後に募集条件を満たさなくなったときは、利用資格を取り消す場合があります。

利用可能時間帯： 土日祝日及び年末年始を除く平日8時から18時まで
※上記以外の利用希望日時については応相談。
※利用可能日時は変更される場合があります。

利用可能スペース： 施設内の coworking スペース及びオープンスペース

費用負担： 水光熱料及びインターネット利用料を含む coworking スペースの利用料は無料
※現地滞在費や渡航費、オフィス移転費、駐車料等が補助されるものではありません。

募集締め切り： 令和7年2月14日(金)17時00分（日本時間）

選定結果公表： 令和7年3月以降

(3) 募集対象

グローバルでの事業展開・スケールアップを目指し、本施設を定期的に利用されるスタートアップを対象とします。例えば、週1～2回の御利用や、月に1回程度シリコンバレー周辺に訪訪される方など、ワークスタイルに合わせて御利用いただくことが可能です。ただし、以下の全ての条件を満たすことが必要です。

【条件】

1. 原則として日本国及びアメリカ合衆国のいずれにおいても未上場であること。
2. 代表者若しくは創業者・共同創業者が日本国籍を有すること、又は日本国内に本店登記を行っていること。
3. 米国に進出済み又は進出を計画中のいずれかの状態であること。
4. 本施設を利用する役職員等が、米国内で就労可能なビザ、永住・条件付永住者カード（グリーンカード）、米国籍のいずれかを有すること、又は ESTA による電子渡航認証を取得済みであること。（※1）
5. 本施設を利用する役職員等が、原則として英語で開催されるピッチイベントやネットワーキングイベントなどへの参加に支障がない程度の英語力を有すること。
6. 上述のイベントの企画や参加などを通じて、本拠点を中心とするコミュニティの活性化に協力する意欲があること。
7. 本施設を利用する役職員のいずれかが、原則として月に1回以上、利用可能期間中に10日程度、本施設を利用する予定があること。（※2）

(※1) ビザについては、申請中、又は申請準備中の状態でも御応募いただくことが可能です。ただし、本件公募の審査中、本施設の利用開始時などにビザの取得状況等を確認させていただく場合があります。

(※2) 利用頻度が募集条件を満たさない場合でも、本施設をドロップインで利用することが可能です。詳細はリンク先を御確認ください。（[ドロップイン利用について](#)）

(4) 御提出いただく資料など

以下のリンク先より、必須事項を御入力いただくとともに、1～4を御提出ください。

なお、これまでにメンバー企業であった場合には、1及び2を御提出ください。

(「Japan Innovation Campus」[コワーキングメンバーエントリーフォーム](#))

1. 以下の項目を含む企業概要資料

(PowerPoint形式10ページ程度又はWord形式5ページ程度。日本語及び英語)

- 創業者の想い、ビジョン、解決を目指す社会課題
- 創業者及び役員の名前、役職、略歴
- 体制・人員計画（人数、メンバー構成、主な従業員の名前・略歴、雇用計画など）
- 事業内容、商品説明・特徴
- 市場での優位性、市場規模、競合相手、受賞歴、特許取得状況
- 連携している企業・研究機関等のネットワーク、取引先（日本国内外）
- 販売・マーケティング戦略、事業拡大戦略
- 売上・利益（金額、取引先、日米の割合）
- 資金（資金計画、調達額、主な投資家）
- 事業を実現させるための計画（現在の課題とその解決策に向けた取組み、事業スケジュール、アクションプラン等） 等

2. 御応募いただいた理由やグローバルでの事業の展望などが分かるピッチ資料（日本語及び英語）

3. 御応募いただいた理由やグローバルでの事業の展望などが分かるピッチ動画（英語・5分程度）

4. ベンチャーキャピタル・連携企業・アワード受賞元、アカデミア関係者などからの推薦状やアクセラレーター卒業証明書（最低1通が必要。最大3通まで提出可能）

※審査に当たっては、審査に必要な限度で、また秘密保持を確保した上で、御提出いただいた資料を外部有識者に共有する場合があります。

(5) 審査の観点

御提出いただいた資料・動画などをもとに、以下の3つの観点を中心に総合的に審査をさせていただきます。

※審査の詳細は開示しません。

1. 成長性（米国市場におけるビジネスの成長）
 - ・ 米国において十分な成長が見込める事業性があるか
 - ・ 提供するソリューションに先進性があるか
2. 実現性（描いたプランの実現可能性）
 - ・ 持続可能な資金調達状況・計画があるか
 - ・ 実現を支える人材が確保できているか
 - ・ 米国での長期的な活動の見込みがあるか
3. 貢献性（コミュニティに対しての貢献）
 - ・ コミュニティ・日本のスタートアップ・エコシステムへの貢献に対する積極性や意思があるか

以下に該当する企業は、加対象とします。

ただし、各事業で採択されたことを証明する文書（採択決定の通知書など）を御提出ください。

- ・ 2024年12月末時点における「J-Startup」及び「J-Startup Impact」選定企業
- ・ 2024年12月末時点における「J-Startup」地域版選定企業
- ・ 起業家海外派遣プログラム「始動 Next Innovator」（2015年度～2022年度）において、海外に派遣された企業及び起業家
- ・ 起業家海外派遣プログラム「J-StarX」に採択され、海外に派遣された企業及び起業家
- ・ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業（DTSU）」に採択された企業
- ・ NEDO「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（GX）」に採択された企業
- ・ グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金に採択された企業
- ・ 日本のスタートアップによるASEAN企業との協業を通じた海外展開促進事業（専門家伴走支援事業）に採択された企業

(6) **留意事項**

- ・ 選定後、1社で同時かつ大人数で使用される際には、可能な限り事前に御連絡ください。
- ・ 本施設の所在地を用いての登記が可能ですが、別途、届出が必要です。

- ・ 選定された企業には、選定結果通知後、申込書類などを御提出いただきます。その際、次の各号のいずれにも該当することを確約する誓約書も御提出いただきますので、予め御了承ください。
 - 1 日本国において、会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続、又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。また、米国においても左記に準ずるような手続を開始していないこと。
 - 2 事業その他活動に関して、日本国及び米国の法令に照らして、法令違反がないこと。
 - 3 役員、従業員その他当社関係者を含む全従業員が、暴力団又は暴力団員等の社会的に非難されるべき団体及び個人と関係を有していないこと。
 - 4 前各号の他、当社が公序良俗に反する行為その他社会的に非難されるべき行為を行っていないこと。

本施設の利用開始後、上記1～4に記載事項のいずれかに該当しなくなった場合又は該当しなくなる可能性が生じた場合には、速やかに経済産業省に御報告いただくほか、記載事項への違反又は虚偽の申告が判明した場合には、経済産業省の判断により本施設の利用資格を取り消す場合があります。本施設の利用の取消しに伴う損害について、経済産業省及び本施設の運営者は一切の責任を負いません。

(以上)